

令和7年度 第29回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和7年11月20日（木）13：30～14：29

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 12人

1番	米田 隆至委員	2番	大田垣 強委員	3番	寺前 信龍委員
5番	米田 利秋委員	7番	細見 和範委員	8番	篠岡 昌代委員
9番	伊藤 孝行委員	10番	佐野 伸夫委員	11番	島田 義弘委員
12番	小田 彰子委員	13番	西 好朗職務代理	14番	石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

4番 藤井 幸三委員 6番 高本 知宜委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 10人

6 現地調査委員

農業委員	西 好朗委員	大田垣 強委員
推進委員	笠垣 肇委員	梶原 泰輔委員

7 議事日程

日程第1 議案第145号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第146号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第147号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

日程第4 議案第148号 朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 足立 尚幸 主幹 石橋 穎之

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第29回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に配付をさせていただいてございます次第に基づきまして進めさせていただきます。

初めに、石原会長から御挨拶をいただきます。

会長、よろしくお願ひします。

○石原会長 <挨 拶>

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ここからは石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めたいただきたいと思います。

石原会長、よろしくお願ひします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によります定足数に達しておりますので、第29回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、5番の米田利秋委員と7番の細見和範委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行させていただきます。

日程第1、議案第145号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○議長 受付順位291番の提案理由の説明を、地元委員欠席のため、事務局に求めます。

○事務局 291番の地図を御覧ください。近畿道の少し南にあります筒江の村の中の三角形の土地になります。

●●さんと●●さんとの間での話がまとまり、3条の有償移転ということになりました。添付書類等整っておりますので、御審議のほうよろしくお願ひします。

○議長 受付順位292番の提案理由の説明を地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 説明させていただきます。受付順位292番の航空写真を御覧ください。申請地は、国道9号線の和田山から山東方面に行ったところの滝田交差点を右折していただいて、檜倉山東線を3キロほど進んでいただいたところで、林木集落の端の交差点に出来ます。それを左折していただいて道沿いを800メートルほど進んでいただくと、ちょうど航空写真の左端真ん中辺の126-2と書いてある交差点に出来ます。その交差点を右折していただ

いて、150メートルほど進んだ位置が、申請地●●番地、その交差点から道順に真っすぐ進んでいただいて、400メートルほど進んでいただいたところが申請地●●番地となります。

譲渡人の●●さんは高齢であり、市外にお住まいで農地の管理ができないということで、今回、譲受人の●●さんとの間で話がまとまり、今回の申請になっております。●●さんは●●で働いておられて、農作業等もされておるということで、今回の●●番地については野菜を植えられるということです。●●番地の申請地につきましては、現在、●●の営農組合のほうに委託されており、今後も引き続き営農組合のほうで管理していただくということになっています。特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位293番の提案理由の説明を伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位293番の説明をさせていただきます。申請地の場所は、和田山出石線を行きますと、高生田集会所があり、そこから200メートル行ったところにあります。譲渡人の●●さんは伊丹のほうに住んでおられ、申請地は今まで草刈りはされていましたが、管理が大変と友達に話されると、申請地の隣に住んでいる譲受人の●●さんに相談され、すぐに話がまとまりました。●●さんは、早速たくさん季節野菜を奥さんと作っておられ、家の隣で、歩いていけるので、申請地を大変気に入られております。何ら問題はないと思いますので、審議をよろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位294番の提案理由の説明を島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位294番の説明をさせていただきます。294番の航空写真を御覧ください。写真のほうは寺谷区の集落になります。写真左側に県道物部養父線、通称右岸道路がありまして、写真下側のほうは和田山方面、それから左のほうを向くと養父方面という配置になります。申請地のほうは、その右岸沿いにあります和田山中学校を養父方面に約1.5キロぐらい行ったところ、そこを右手に曲がって30メートル行ったところが申請地となります。

この申請地につきましては、長らく耕作をされていない状況であり、譲受人の●●さんのほうが、ぜひとも耕作をしたいということで、譲渡人の●●さんとの間で話がまとった経緯があります。実際に行われるのは、●●さんのお父さんとおじさんということで耕作をされる予定になっております。譲受人の●●さんからは、必要書類、営農計画書、そ

れから農地に関わる誓約書は提出されております。何ら問題はございませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位296番の提案理由の説明を寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼いたします。それでは、受付順位296番の説明をさせていただきます。添付の航空写真6枚目になります。296番の写真を御覧ください。左手の下側にJR生野駅とあります。ここより直線距離にいたしまして200メートルほど北東に進んだところが申請地の●●番地となっております。

申請地は、令和6年に父親からの相続により現在の●●様が所有者となり、地元にお住まいがないために耕作とか管理ができないということで、今回の譲渡という形になりました。申請地は、現在、防草シートを敷いたり、一部ビワとか、そういう木が植わっている状態、また、雑草が生えているような状態にありました。それで、見たところ、東側の、これ、ちょっと見にくいくらいですが、●●番地とかいうような敷地があるんですけども、この辺も何か家があったんですが、解体されているようで、こことの敷地の境界というのがちょっと定かでなかったということになっておりました。それで、現地調査に行かれた方より指摘をもらったんですが、この辺に何かコンクリート殻が一部混入しているという形で指摘があったわけなんですが、再度、仲介している不動産業者さんにお願いしまして、この辺の境界をはっきりするということと、もし殻が混入しておれば、そちらのほうは撤去した状態で譲渡のほうをお願いしたいということで申出をしております。申請案件資料にもありますように、全ての要件に該当しております。許可相当と考慮いたします。慎重審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長 ありがとうございました。

受付順位291番から296番の提案理由の説明が終わりました。

現地調査委員の大田垣委員のほうから補足説明ございますか。

○大田垣委員 去る11月2日に、委員4名、事務局2名で現地調査に行ってきました。ただいま報告のあった担当委員のとおりでございます。

○議長 ありがとうございました。

それでは、3条関係について、皆さんのはうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位291番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位292番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位293番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位294番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位296番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第146号「農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位297番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明を申し上げます。この申請地につきまして、位置の説明をさせていただきます。この申請につきましては、そばに行くのは説明がなかなかしにくいような状況のところがありました。概略は、伊由市場の交差点から南に、石田の交差点に向かって行っていただきましたら、すぐにこの申請地が見えてくるということでございます。伊由市場と石田の北側との境界ぐらいにあるところが今回の申請地でございます。国道312号線から東のほうを見ていただきましたら、●●の建物が見えると思います。そこがこの譲受人の実家でございます。その前が申請地というふうに御理解をお願いしたいと思います。

この申請地の概要につきまして、立ち合いをしましたところ、相当以前に、もう既に畑としての耕作等々をされていないような状況がございました。桜の木かと思われますけども、相当年数のたったものがこの畑の中に植生されておるというようなことがありまして、以前から耕作はされてないというような状況にあると思いました。

譲渡人の●●さんにつきましては大阪市の方にお住まいです。維持管理がしにくく、近所にも迷惑をかけるので、今回何とか処分したいということで、●●さんとの話がまとまつたというふうに聞いておるところです。

今回、●●さんにつきましては、必要な手続が終了次第、住宅の建設に着手したいというふうな話も伺っております。周囲を見ましたところ、仮にこの地に住宅が建設されましても、付近の農用地に影響を及ぼすことはないだろうというふうな感じで見てまいりました。そのような状況でございますので、御審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

受付順位298番の提案理由の説明を地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼します。受付順位298番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地は国道9号線の●●の南に隣接いたします。

このたび、譲受人の●●様が●●より賃貸駐車場を御依頼され、土地を探されていたところ、譲渡人の●●様、●●様と合意に至りましたので、農地法第5条の申請がありました。申請地は住宅等が連担している区域に隣接し、農地の規模が10ヘクタール未満であり、必要書類は全て提出しております。事業計画等及び内容から目的が果たされると思われます。どうぞ、御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。

受付順位297番、298番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の笠垣委員のほうから補足説明はございますか。

○笠垣委員 失礼します。11月の5日、委員4名、それから事務局2名で現地巡回いたしました。この2件につきまして、地元委員さんの説明のとおり、問題ないと思いますので、報告いたします。

○議長 ありがとうございました。

それでは、5条関係につきまして、皆さんの方から御意見、御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位297番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位298番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第147号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、●●委員が議案第141号の関係者であることから、退席を求めます。

議案第147号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、農用地利用集積等促進計画の概要について説明させていただきます。議案書の6ページからとなっております。

今回、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数ですが、面積は田であります34,368平方メートル、筆数につきましては20筆となっております。設定を受ける戸数につきましては6戸、設定する戸数につきましては10戸となっております。設定の概要ですが、全て使用貸借権というふうになっておりまして、10年契約ということになっております。

公告日につきましては、こちらのほうが終了次第、意見をまとめまして、公告させていただこうと思っております。設定を受ける者及び設定する者、また土地については、別添の一覧のとおりとなっておりますので、また確認のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長 議案第147号につきまして、皆さんの方から御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、議案第147号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、●●委員、お戻りください。

続きまして、日程第4、議案第148号「朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について

て」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○議長 議案第148号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、朝来農業振興地域整備計画策定案について説明させていただきます。議案書のほうは9ページ以降に添付しておりますものになります。

まず、この整備計画につきましては、法律でおおむね5年ごとにこの計画を改正するというふうになっておりますので、その5年が経過しようとしておりますので、昨年度から今年度にかけまして基礎調査、そして今回の計画書の変更等に取り組んでいるところでございます。ほぼ整備計画案の内容が固まりましたので、今回の農業委員会のほうに意見照会ということでさせていただいております。

中身のほうはたくさんありますので、まず、概要のほうを説明させていただきます。1ページ、めくっていただきまして、目次があります。この中で第1から第8までが、それぞれ農用地等、そういうものについて計画を示したものとなっております。そして、第9の付図というふうになっておりますが、その各計画を地図に落としたものというふうになっております。今回、付図のほうはつけておりませんが、各計画のほうを示した最新のものに置き換えて示したものとなっています。

具体的に、たくさんありますので、主なところだけ説明させていただきますと、この計画につきましては、よくありますのが、皆さん、先ほどもありましたように、農用地をどのように活用するのかというところと、あと、住宅等を建築するために農用地を利用して建てていくところをどのように建てていくかというようなところを示していくものとなっておりまして、まず、農用地区域を設定する前に、兵庫県のほうが農業振興地域という地域を指定します。その中に農用地区域というようなものを示しまして、こちら農用地区域は各市町が指定する区域となっております。この農用地区域に指定されました農地につきましては、市であったりとか、国、県、そういうところの農業施策、圃場整備であったりとか補助金制度、そういうものの対象農地というふうになっておりますので、農業に特化した農地というふうに朝来市のほうが指定するものとなっております。

その中で、計画案の5ページに、この農用地区域の設定方針というふうに示しております。これに基づきまして朝来市の農用地区域を設定していくというものになっておりまして、将来的にも優良農地として農地の確保であったりとか、保全する農地に対してこの農

業振興施策を集中的に実施し、効率かつ安定的な農業経営体をはじめとして、多様な担い手の育成、そして、活力ある農村づくりを実現するために、こういったものを土地については示していくということになっております。

現在、県が示しております農業振興地域につきましては、現況農地が2,068.3ヘクタールになります。その中で、この下に設定基準aからcというようにあるんですけど、こちらに該当する農地が今現在、1,510.2ヘクタールということで、こちらの1,510ヘクタールにつきまして、農用地区域というふうに設定をさせていただく方針でございます。

また、10ページにつきましては、各旧町単位で生野地域から4つの地域に分けて、それぞれその地域の特徴を示したものとなっております。

また、15ページにつきましては、農業生産基盤の整備開発計画というふうになっておりまして、今現在、夜久野高原のほうで畠地化の再圃場整備、そういったものがされております。また、東河地域、そして栗鹿のほうでも、今後、農地の再圃場整備の計画が立てられ、実行していくというような計画の内容を示しております。このほか、いろんなところで再圃場整備をしていただきたいというような声はお聞きしているんですが、また具体的な計画であったりとかそういうところが確定しましたら、こういうところに載っていくというふうになります。

17ページ以降につきましては、この農用地区域に示した、指定した農用地をどのように保全管理していくかというようなものの計画を示しております、18ページには、集落で、地域計画をつくっていただきたりとかしてしておりますので、そういったところも含めて、集落ぐるみで農地の保全活用をしていただきたりとか、あと、中山間や多面的機能の、そういった活動を使っていただきて、農地の保全をしていただくと。また、獣害被害が多くございますので、これまで獣害柵でされていたところの再整備であったりとか、新設であったりとか、そういったところをしていただきながら、農地の保全活動をしていただこうというようなことを記載しております。また、23ページにつきましては、朝来市が、農業の経営基盤の拡大であったりとか担い手の確保をどのようにしていくかというところの対策を示したものとなっております。

こういったいろんな計画について示した、文字に起こしたものがこの整備計画というふうになっておりまして、今の予定では来年の3月から4月にこの計画が完成して、実行していくというふうになっていきます。また、この計画ができましたら、農業委員様、皆さんのはうにもこの計画書のほうをお渡ししたいなというふうに思っておりますので、どう

ぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長 今、担当課のほうから説明がございましたが、何日か前に送っていただきても、結構大きな資料ですね。皆さん見ていただいたかどうか分かりませんが、この件につきまして、御意見なり御質問ございませんか。

米田利秋委員。

○米田（利）委員 上手に整理されておりますんで、特に言うことはないと思っておりますけれども、16ページ、農業生産基盤整備開発計画ということになっておりますけれども、これに旧町によっては名前が載ってないということで、非常に5年間で力が入らんなどということを思うんですけれども、朝来市の計画としては、一応今のところ上がっておるのはここの計画かなと思っておりますけれども、それ以外に何かここに書き込むようなことがもしあれば教えてください。

○議長 担当課、お願ひします。

○担当課 ありがとうございます。今の米田委員の御質問ですけども、あくまでも、これ、ちょっとハード事業だけを書いてございまして、一応、兵庫県の10か年計画というのがございます。その10か年計画に登載されているのがこれだけということでございますけども、この下にも続いているものが、今、水面下で地域によっては、再圃場整備じゃなくて、パイプラインの変更であったりとか、畦畔除去、いわゆる2個1ですね、2つの町を1つにするというようなことの、畦畔の除去の関係の事業もございます。そういう細かい事業についてはこちら開発計画にはございませんけれども、順次それは進めていくということで、これにつきましては、もう一度繰り返しますけど、県の10か年計画というのに登載した事業ということで御理解いただきたいと思います。

○議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

ちょっと私のほうから、この計画書は来年の3月か4月に制定されるということで、今回、農業委員会で意見聴取があるんですけども、今後の手続というんですか、農業委員会以外でどういう関係のところに意見をお聞きされたりするのか、もしあるんだったらちょっと教えていただきたい。

○担当課 この整備計画の流れにつきまして説明させていただきますと、この計画、昨年度、基礎調査ということで各地域であったりとか農業者の皆さんにアンケートを取らせていただきました。その結果を踏まえて、この文字起こしをしております。それと、先ほ

どもあったように、今、市が抱えております課題であったりとか、今進めている計画等を踏まえまして、今回、形にしたものとなっています。

この形になったものを今このように各関係機関のほうに意見照会をかけております。意見照会をかけている範囲としましては、農業委員会、またJAたじまさん、また各土地改良区のほうに意見照会をかけております。それと、農振の整備協議会というものがありまして、これも先日行わせてもらったんですけど、そちらのほうに意見をお聞きして、何も問題、訂正等がなければ、この計画案を、次、兵庫県のほうに上げます。兵庫県のほうで検討会議がありまして、この内容はどうかというところをまた見ていただくというものになっております。その兵庫県のほうの検討会が終わり、回答いただきますと、これから法に基づいた手続というふうになっておりまして、この計画の縦覧・公告を行います。これが1か月ほど縦覧をさせてもらいます。その後、その縦覧が終わりましたら、この縦覧に基づいて、異議申立期間というものがありまして、この異議申立期間は15日というふうになっております。15日間の異議申立てを受けます。その公告に沿って、異議申立がなければ、今度は県の本協議のほうに参ります。全て、いろんな関係機関の意見照会、また、縦覧・公告が終わりましたよということで、そのものをもって、今度、兵庫県のほうに整備計画ができましたよと、本協議を行ってくださいというふうに上げます。その本協議の中でいろいろともんでいただいて、問題なければ、回答いただいて、今度は完了公告っていうものを行いまして、それをもってこの計画は策定されましたということになります。この完了公告が終わりましたら、この計画を遂行していくというふうになっております。

ですので、全てが終わるのが3月ぐらいを今めどに考えておりますが、この法手続っていうところがありますので、4月には終わるかなと、完了公告は4月ぐらいになるかなというところを少し考えておるところでございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。私も11月6日に協議会で一回お聞きしておるんですけど、大変ですけど、よろしくお願いします。

そのほか、皆さんのはうから御意見ございますか。

笠垣委員。

○笠垣委員 ミスプリやと思うんですけど、6ページの上のほうの（a）の「農用地農用地」って、2行目に、ちょっとこれ、ダブって書いてあるので、ちょっとこれ、削らなあきません。

○議長 3行目ですね。

○笠垣委員 そうです、そうです、3行目。「農用地農用地」。

○議長 「農用地農用地」。

○笠垣委員 新旧のほうの14ページのほうは農用地が1つだけなんで、だから、これ、ちょっと訂正していただきたいと思います。

○議長 印刷間違いね。訂正。

○笠垣委員 それと、知識がないのであれやけど、ところどころに傾斜地、1、スラッシュで、数字、10分の1とか20分の1とか読み方が分からぬんですけども、これはどういう意味なんかなというのが1つと、もう一つは、18ページのいきいき農地バンク方式、18ページの農用地等の保全のための活動という中で、水路、農道等の保全活動を行ういきいき農地バンク方式の取組を一層推進すると。これ、いきいき農地バンク方式いたら、何かすみません、書いてあるものがあれば、また見たいなと思います。

○議長 担当課、お願ひします。

○担当課 ありがとうございます。6ページの「農用地農用地」のほうにつきましては、訂正のほうをさせていただきます。ありがとうございます。

もう一つの数値の分数のほうになると思うんですけど、例えば6ページの農用地の下におおむね傾斜度20分の1以上の農用地というふうになっておりまして、こういったところにつきましては、それぞれ農用地を設定するときであったりとか、あと、補助事業ですね、中山間とか、そういう事業につきまして、対象傾斜地が設定されております。そういうところも踏まえて、何というんですかね、示しているというところになってくるのかなと思うんですけど、特に、この20分の1というところになると、かなり急傾斜地になっておりますので、なかなか近代化を図ることができない農地というふうになっております。そういうところも朝来市のほうにはたくさんありますので、こういった農用地がある場合は、多面的であったりとかそういうところを活用しながら、農地の保全をしていっていただきたいというところもありますので、そういうところも農用地区域に設定しますよというふうにしております。

この農用地区域の大本となる基準につきましては、各農地の圃場整備をしたところを農用地区域に入れなさいよというふうになっておりますので、平地だけではなくて中山間地のほうでも圃場整備をしておりますので、その圃場整備の関係で20分の1以上であったりとか、それ以上の傾斜があるようなところも圃場整備しておりますので、そういうところも農用地区域として入れて、市のほうは農業施策を重点的に入れていきますということ

を示したものというふうになっております。

その中で、いろいろな傾斜地であったりとかっていうところが出てくると思うんですけど、そういう、何というのか、平地だけではないところも圃場整備しますよであったりとか、そういったところも保全管理していきますよというようなところで数値を示しているというようなことになっております。

○担当課 すみません、ちょっと補足です。まず、1のスラッシュ25、20ということで、例えば20メーター行って1メータ一下がると。1のスラッシュ100でしたら、100メーターの1ということは結構傾斜がきつい。何%という勾配で、道路を走ったら、高速道路4%ですよとか、勾配は多分パーセンテージ出ると思うんですけど、この書き方としては、20メーター行って1メータ一下がるとか、上がるとかという考え方していただければ。

○笠垣委員 1000分の1は。

○担当課 1000分の1。

○笠垣委員 11ページの朝来地区の2行目。30分の1から1000分の1。

○担当課 朝来地区の例えばアルバの前とか、ずっと傾斜、例えば新井から桑市ですかね、ほとんど勾配がない。

○笠垣委員 1,000メーター行って1メーター。

○担当課 例えば比治でしたら、丁度集落からナフコに向かって結構勾配きついとこと、最後は緩くなっていますんで、そういったことで数字を捉えていただければと思います。

それと、いきいき農地バンクですね、これはひょうご農林機構の言葉でして、いわゆる集落ぐるみ、たくさん作っていただきました地域計画をもってやっておるんですけども、農地バンクを利用される方をどんどん増やしましょうというのが一つの考え方であるのと、あと、もう一つ大きいのは農地の集約です。集積ではなくて集約。ここにたくさん農業委員さんの中にも認定農業者いらっしゃいますけども、認定農業者の方が、例えば比治であったり、朝来であったり、生野、山東、4つの町の農地を持っているとすれば、それを全部集約をして、誰かと農地を入れ替えて、近くの圃場の耕作をするというような形の、そういった制度の、いわゆる貸し借りのそういうものを推進していこうという考え方で、ひょうご農林機構の言葉ということで御理解いただきたいと思います。

○議長 笠垣さん、いいですか。

○笠垣委員 いきいき農地バンクとは、そういう意味。

○担当課 そうです、農地バンクというのは農地の銀行というふうなイメージですけど

も、要は、預かって、認定農業者に集めて、認定農業者が集約をすると。農地の集積と集約という言葉がありますので、集積は今、朝来市は大分でできますけども、集約はまだほとんどできてません。例えば、近くでしたら、比治や市御堂、枚田で持つておられたのを全部比治に集めるとか。その代わり、比治に持つておられる方はあっちに移つてもらうとか。いわゆる農地の貸し借りですね。そういうものをしたいというのがこのバンク方式です。

○議長 よろしいですか。

○笠垣委員 はい。

○議長 そのほかございますか。特になくようですね。

それでは、議案第148号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後2時29分終了)